

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会基本規定

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第56条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

- ① 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、各種の連盟、市町協会以下本章において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）は、定款、本規程およびこれに付随する諸規程ならびに公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）および国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、JBAおよびFIBAおよびFIBA ASIAならびにCASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- ② 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。
- ③ 加盟・登録団体および選手等は、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。
- ④ 加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

第2章 組織

第1節 総則

第3条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第2節 評議員

第4条〔評議員〕

- ① 本協会には、6名以上20名以内の評議員を置く。
- ② 評議員は、本協会の役員および専門委員会委員を兼ねることはできない。

第5条〔評議員の推薦〕

- ① 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦できる者は次のとおりとする。

- (1) 加盟連盟（6名以内）
 - (2) 加盟団体（8名以内）
 - (3) 理事会（6名以内）
- ② 加盟連盟および団体が推薦する評議員候補者は、原則としてその連盟・団体の執行役員の職にある者とする。
 - ③ 理事会が推薦する評議員候補者は、会長の提案を受けて理事会で議決する。
 - ④ 次条第1項の規定により評議員候補者が評議員として選定されなかった場合、当該評議員候補者を推薦した評議員推薦者は、当該評議員候補者に代わる新たな評議員候補者を推薦できるものとする。
 - ⑤ 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員推薦者は、当該退任した評議員に代わる新たな評議員の候補者を推薦できるものとする。

第6条〔評議員選定委員会〕

- ① 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会において行う。
- ② 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、第4項の定めに基づいて選定された外部委員2名の合計5名で構成する。
- ③ 評議員選定委員会委員は、会長の推薦に基づき、評議員会が選任する。
- ④ 評議員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を選任する。
 - (1) 本協会または関連団体（主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者または使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）
- ⑤ 評議員選定委員会の議決は、委員の5分の4が出席し、その4分の3をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- ⑥ 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第7条〔評議員の選定〕

- ① 評議員は、第5条〔評議員の推薦〕により推薦された評議員候補者のうちから、評議員選定委員会の議決によって選定する。
- ② 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- ③ 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本協会および役員等（理事、監事および評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- ④ 評議員選定委員会は、第4条〔評議員〕に規定する評議員の定数を欠くことになる場合に備えて、補欠の評議員を選定することができる。この場合、次の各号の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定する場合は、その旨および当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選定した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選定する場合は、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- ⑤ 前項の補欠の評議員の選定に係る議決は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

第8条〔評議員の職務〕

評議員は、評議員会を組織し、本規程に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

第9条〔評議員の任期〕

- ① 評議員の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選定された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第4条〔評議員〕に規定する定数に足りなくなる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第10条〔評議員の定年制〕

評議員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、評議員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その評議員は任期が満了するまで評議員として在任することとする。

第11条〔評議員の報酬等〕

- ① 評議員は、無報酬とする。
- ② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- ③ 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第3節 評議員会

第12条〔構成〕

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第13条〔権限〕

評議員会は、次の各号の事項について議決する権限を有する。ただし、第5号から第7号の事項については、併せて理事会の議決を要するものとする。

- (1) 理事および監事の選定および解任
- (2) 理事および監事に対する費用等の支給の基準
- (3) 評議員に対する費用等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 財産目録
- (7) 基本財産の処分または除外
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で議決するものとして法令または定款で定められた事項

第14条〔評議員会の開催〕

評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

第15条〔評議員会の招集・議長〕

- ① 評議員会の議長は1名とし、会長が指名する。
- ② 評議員会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が評議員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催日の7日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- ⑤ 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面または電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第16条〔評議員提案権〕

- ① 評議員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の4週間前までになされなければならない。
- ② 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。また、評議員は、評議員会の日の4週間前までに、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、または記録して評議員に通知することを請求することができる。

第17条〔定足数等〕

- ① 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
- ② 役員および各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第18条〔評議員の議決権〕

- ① 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。
- ② 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第19条〔議決〕

- ① 評議員会の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- ② 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号の決議事項は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の4分の3以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分または除外
 - (5) その他法令で定められた事項
- ④ 理事または監事を選定する議案の議決に際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条〔役員〕第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

第20条〔議事録〕

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上の記名押印の上これを保存する。

第4節 役員等

第21条〔役員〕

- ① 本協会には、次の各号の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- ② 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- ③ 前項の会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、その他の副会長および専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- ④ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
- ⑤ 監事は、本協会の職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。

第22条〔役員の選定〕

- ① 理事および監事は、就任日の属する年度の定時評議員会までに、評議員会の議決によって選定する。
- ② 会長、副会長および専務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

③ 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

④ 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

第23条〔理事の職務〕

- ① 理事は、理事会を構成し、法令および定款で定めるところにより、職務を執行する。
- ② 会長は、法令および定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。
- ④ 業務執行理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担執行する。
- ⑤ 会長、副会長および専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕

- ① 監事は、次の各号の職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- ② 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕

- ① 役員の任期は、前任者の任期満了日の翌日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ② 補欠として選定された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ③ 役員は、第21条〔役員〕第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選定された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

第26条〔役員の定年制〕

- ① 役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。
- ② 役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

第27条〔役員の解任〕

役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の4分の3以上の議決により解任することができる。ただし、この場合、評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められる場合

第28条〔役員の報酬等〕

- ① 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。
- ② 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- ③ 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第29条〔取引の制限〕

- ① 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己または第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- ② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第30条〔責任の免除または限定〕

- ① 本協会は、「役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- ② 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第31条〔名誉役員〕

- ① 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。
- ② 名誉役員は、本協会の理事または監事としての地位を有しない。
- ③ 名誉役員は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- ④ 名誉役員に関する事項は、理事会において別に定める。

第5節 理事会

第32条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第33条〔権限〕

理事会は、定款に規定する事項のほか、次の各号の事項を議決する権限を有する。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職
- (4) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- (5) その他理事会で議決するものとして法令で定められた事項

第34条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があつた日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第35条〔理事会の招集・議長〕

- ① 理事会の議長は、会長または会長が予め指定した副会長がこれにあたる。
- ② 理事会の招集は、会長が理事に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。
- ③ 会長が欠けた場合または会長に事故がある場合は、副会長が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。
- ④ 副会長が会長と同様の事態となった場合には、専務理事が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。

第36条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- ② 理事会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ③ 監事および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第37条〔理事の議決権〕

- ① 各理事は、理事会における一議決権を有する。
- ② 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第38条〔議決〕

- ① 理事会の議決は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ② 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

第39条〔議決の省略〕

理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第40条〔報告の省略〕

- ① 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- ② 前項の規定は、第23条〔理事の職務〕第5項の規定による報告には適用しない。

第41条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長および監事が記名押印の上これを保存する。

第6節 裁定委員会

第42条〔裁定委員会の設置〕

定款、本規程およびこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査、審議および懲罰案の理事会への提出ならびに本規程等に関連する紛争の和解斡旋を行うため、裁定委員会を設置する。

第43条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、委員長および2名以上4名以内の委員をもって構成する。
- ② 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。
- ③ 委員は、本協会、ブロックまたは各種の連盟の役職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は非常勤とする。

第44条〔委員の任期〕

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第45条〔委員長・招集・議長〕

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② 裁定委員会は、理事会の諮問または会長の申出があった場合に委員長が招集する。
- ③ 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- ④ 裁定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- ⑤ 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- ⑥ 委員長に事故ある場合は、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第46条〔所管事項〕

- ① 裁定委員会は、本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、各種の連盟、以下本条において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等チームスタッフ、審判および役職員その他の関係者、以下本条において「選手等」という）による本規程等に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査および審議を行った上、答申を作成し、これを理事会に提出する。
- ② 裁定委員会は、加盟・登録団体および選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の申立に基づき和解を斡旋するものとする。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体（加盟チームを除く）における紛争については、当該団体の決定によるものとする。
 - (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
 - (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

第47条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規程」の定めるところによる。

第7節 専門委員会

第48条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行上必要ある場合は、理事会の議決を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。

- (1) 競技会委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導者養成委員会
- (5) 国体強化委員会
- (6) ユース育成委員会
- (7) スポーツ医科学委員会
- (8) 障がい者バスケットボール委員会
- (9) 3×3委員会

第49条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者の中から、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

第50条〔委員の任期〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第5 1条〔招集・議長〕

- ① 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- ② 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第5 2条〔所管事項〕

- ① 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
- ② 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- ③ 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第5 3条〔委員長の権限〕

- ① 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。
 - (1) 委員を理事会に推薦すること
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
 - (3) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- ② 各専門委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第5 4条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第5 5条〔分科会〕

各専門委員会は、その所管事項に関する業務遂行のため、理事会の承認を得て、その専門委員会の委員および学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第5 6条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第5 7条〔特別委員会〕

- ① 本協会は、専門委員会の所管に属しない特定の案件を調査・審議するために、特に必要と認めた場合、理事会の議決を得て、特別委員会を（原則として時限的に）置くことができる。
- ② 特別委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第8節 事務局

第58条〔総則〕

- ① 本協会の事務を処理するため、事務総長および事務局を置く。
- ② 事務総長は専務理事がこれを務める。
- ③ 事務局には職員を置く。
- ④ 職員は有給とする。

第59条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、事務総長の定めるところによる。

第3章 所属団体

第1節 総則

第60条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に所属する団体の種別、役割および義務に関する事項について定める。

第61条〔定義〕

本協会の所属団体に関する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

JBAの制定したバスケットボール競技規則に基づきバスケットボール競技を行うチームであって、JBAの定める会員登録管理システムを使用して本協会に加盟したもの

(2) 各種の連盟

チームまたは選手の属性によって分類される組織であって、バスケットボール競技の普及および発展を図るために本協会が設置したもの

(3) 市町バスケットボール協会

各市町におけるバスケットボール界の統括およびその普及振興を担い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本協会に加盟したもの

(4) ブロックバスケットボール協会

県をブロックに分割し、各ブロック内の市町バスケットボール協会を統括する地域組織であって、本協会が公認したもの

(5) 認定団体

バスケットボール競技またはバスケットボール競技に類似する競技の普及および発展を事業目的とし、本協会の趣旨に賛同する団体であって、申請に基づいて本協会が認定したもの

第2節 加盟チーム

第62条〔加盟種別〕

① 加盟チームの加盟種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般

次のいずれかの連盟に所属するチームまたは主に18歳以上の選手により構成されるチーム

イ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B3リーグ）

ロ 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

ハ 一般財団法人全日本学生バスケットボール連盟

(2) U-18 18歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは高等学校もしくは高等専門学校等の課外活動としてのバスケットボール部

(4) U-15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは中学校等の課外活動としてのバスケットボール部チーム

(5) U-12 12歳未満の選手または小学校在学の選手により構成されるバスケットボールチーム

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日（4月1日）現在の年齢とする。

第63条〔加盟の義務〕

① バスケットボール競技を行うチームは、毎年度本協会に加盟しなければならない。

② 本協会に加盟していないチームは、本協会、JBA、東海ブロックバスケットボール協会または各種の連盟が主催または主管する競技会に参加することはできない。

第64条〔加盟の手続き〕

① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める会員登録管理システムを使用し、本協会への加盟手続きを完了しなければならない。

② 加盟は、会員登録管理システム上の当該チームの情報が、本協会および所属する連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第65条〔加盟料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に別途定める加盟料を本協会に納付しなければならない。

(1) 一般

(2) U-18

(3) U-15

(4) U-12

第66条〔加盟の取消〕

① 加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、既に納付した加盟料は返還しない。

第67条〔加盟チームの権利および義務〕

- ① 加盟チームは、次の各号の事項に関する権利を持つ。
- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) 本協会、もしくは東海ブロックバスケットボール協会が主催する競技会またはそれに準ずる競技会（予選会）に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）
 - ② 加盟チームは、次の各号の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、本協会、または東海ブロックバスケットボール協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
 - (1) 本協会、JBAならびに東海ブロックバスケットボール協会が定める登録料を納付すること
 - (2) 每年第76条〔選手登録の義務〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (3) 別に定める「ユニフォーム規程」に規定するユニフォームを用意すること
 - (4) FIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会または東海ブロックバスケットボール協会が主催しない有料競技会には参加しないこと（ただし、本協会が承認した場合を除く）
 - (5) いかなる時でもFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会もしくは東海ブロックバスケットボール協会の組織またはCASもしくはJSAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守すること
 - (6) 所属選手がFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会もしくは東海ブロックバスケットボール協会の組織またはCASもしくはJSAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守することを確実にすること
 - (7) 競技規則を尊重すること
 - (8) 本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会または東海ブロックバスケットボール協会の組織の諸規則から生じるその他の義務を遵守すること - ③ 加盟チームは、別に定める「ユニフォーム規程」に従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
 - ④ 加盟チームは、原則として、本協会が定める指導者資格を有する16歳以上の者（所属する連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属する指導者として、1名以上登録しなければならない。
 - ⑤ 加盟チームは、原則として、JBAが定める審判資格を有する者を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上登録しなければならない。
 - ⑥ 加盟チームは、外国を訪問して競技を行おうとする場合、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。
 - ⑦ 加盟チームは、外国からチームを招聘して交流試合等の競技を行おうとする場合、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第68条〔代表チームへの参加義務〕

加盟チームは、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。

第69条〔加盟チームに対する制裁〕

加盟チームまたはこれに所属する登録選手が前条に規定する義務を怠り、または本規程に違反し、バスケットボ

ール競技者の名誉を傷つける等の行為があった場合は、当該チームまたは選手は第8章の手続きに従って懲罰を科されるものとする。

第3節 各種の連盟

第70条〔各種の連盟の設置〕

- ① 本協会は、バスケットボール競技の普及および発展を図るため、理事会および評議員会の議決を得て各種の連盟を置くことができる。
- ② 本協会が設置する各種の連盟は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 岐阜県社会人バスケットボール連盟
 - (2) 岐阜県ミニバスケットボール連盟
- ③ 各種の連盟に関する規程は、本協会の理事会の承認を得て、評議員会に報告しなければならない。

第71条〔届出義務〕

- ① 各種の連盟は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿および業務分担表
 - (4) その他本協会が提出を求めた書類
- ② 各種の連盟は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他本協会が提出を求めた書類
- ③ 各種の連盟は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
 - (1) 役員
 - (2) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第4章 選手

第72条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手（以下本章において「選手」という）の義務に関する事項について定める。

第73条〔選手の義務〕

- ① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

③ 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

第74条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
- (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与

第5章 登録および移籍

第1節 総則

第75条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手の本協会への登録および他チームへの移籍に関する事項について定める。

第2節 登録

第76条〔選手登録の義務〕

- ① 加盟チームは、第78条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。
- ② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第77条〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第78条〔選手登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める会員登録管理システムを使用し、本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の情報が、本協会および所属する連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第79条〔登録料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に別途定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。

- (1) 一般
- (2) U-18
- (3) U-15
- (4) U-12

第80条〔登録の変更・取消〕

- ① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第81条〔登録有効期間〕

- ① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。
- ② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第82条〔登録情報の管理〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名と所属期間などの情報）をJBAの定める会員登録管理システムを使用し管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに登録される加盟チームに対し発行される。

第3節 移籍

第83条〔目的〕

本節の規定は、本協会の加盟チーム相互間または加盟チームと外国のチームとの間の登録選手（以下、本節においては過去本協会に登録していた者、現在登録している者および将来登録を希望する者の全てを含むものとする）の移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、登録選手の全てを拘束する。

第84条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。

第85条〔移籍の手続き〕

- ① 選手が移籍する場合、移籍元のチームは、当該選手の依頼により、移籍先のチームに対して「移籍承諾書」を発行、移籍先チームが当該選手の移籍申請を行い、本協会の承認を得なければならない。
- ② 本節の規定により、移籍元チームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手およびその移籍先チームならびに本協会は、移籍元チームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。

第86条〔公式試合への出場資格〕

① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に出場することができる。

② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟する連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第87条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第88条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第6章 会旗および標章

第89条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の会旗および標章の使用取扱いに関する事項について定める。

第90条〔会旗〕

本協会の会旗および標章は、別紙図面のとおりとする。

第91条〔会旗・標章の使用制限〕

① 本協会の会旗または標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。

② 会旗または標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲および制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。

③ 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

第7章 表彰

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会が行う個人または団体に対する表彰に関する事項について定める。

第93条〔表彰〕

本協会は、バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表することを

目的として表彰を行う。

第94条〔対象者〕

- ① 本協会が行う表彰の対象者は次の各号のとおりとし、いずれも原則として満60歳以上の者とする。
 - (1) 本協会の元役員、顧問および元顧問、参与および元参与
 - (2) 各種連盟およびその元役員
 - (3) 市町バスケットボール協会およびその元役員
 - (4) 加盟チームならびにそのチームスタッフおよび元チームスタッフ、選手および元選手
 - (5) 審判員および元審判員
 - (6) その他バスケットボールの普及発展に多大な貢献をした者
- ② 前項のうち、第2号各種連盟の元役員および第3号市町バスケットボール協会の元役員については、原則として、会長、副会長、理事長または専務理事を務めた者とする。

第95条〔表彰事由〕

本協会は、前条に規定する対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 永年に亘り、バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した者で、他の模範となり得る者
- (2) 本協会主催の競技会または国際ならびに全国競技会において優秀な成績を収めた者で、他の模範となり得る者

第96条〔表彰候補者の推薦および表彰者の決定〕

- ① 各種の連盟または市町バスケットボール協会は、前条に規定する表彰事由に照らし、該当する者を表彰候補者として本協会に毎年推薦することができる。なお、表彰候補者の推薦にあたり、推薦団体は、推薦事由を明記した推薦書を会長宛に提出しなければならない。
- ② 本協会は、理事をもって構成する功労表彰審査会を設け、表彰候補者の審査を行い、表彰者を決定する。

第97条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念品等を加授することができる。

第98条〔表彰の時期〕

表彰の時期および場所は、会長が決定する。

第8章 懲罰

第1節 総則

第99条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、各種の連盟、市町バスケットボール協会以下本章において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等チームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対して本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定

める。

第100条〔違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に違反した場合は、本章の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

第2節 懲罰の種類

第101条〔懲罰の種類〕

① 本協会による加盟・登録団体に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- (1) 戒告 口頭をもって戒める
- (2) 講責 始末書をとり、将来を戒める
- (3) 罰金 一定の金額を本協会に納付させる
- (4) 没収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- (6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (7) 得点または勝ち点の減点または無効
- (8) 出場資格の停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
- (9) 公的業務の停止 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
- (10) 除名 本協会から除名する

② 本協会による選手等に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- (1) 戒告 口頭をもって戒める
- (2) 講責 始末書をとり、将来を戒める
- (3) 罰金 一定の金額を本協会に納付させる
- (4) 没収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- (6) 出場資格の停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
- (7) 資格の降格・剥奪 審判員ライセンス、審判インストラクターライセンスまたは指導者ライセンス等のバスケットボールに関する資格を降格または剥奪する
- (8) 公的職務の停止・禁止・解任 本協会または加盟・登録団体における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
- (9) バスケットボール関連活動の停止・禁止

バスケットボールに関する一切の活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する

(10) 除名 本協会から除名する

第102条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、公式競技会における審判員による退場処分の対象となる違反行為を除いた競技および競技会に関連する違反行為のうち、懲罰の対象となる行為およびこれに対する懲罰の基準は、別紙「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」に定めるとおりとする。

第103条〔その他の違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、加盟・登録団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本章の定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 本協会の指示命令に従わなかつた場合
- (2) 本協会、加盟・登録団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行つた場合
- (3) 本協会または加盟・登録団体の秩序風紀を乱した場合
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行つた場合
- (5) 加盟・登録団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しましたは約束した場合
- (6) 加盟・登録団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (7) 加盟・登録団体または選手等が、脱税その他不正な経理を行つた場合

第104条〔管理監督関係者の加重〕

役員および加盟チームの指導者その他の管理監督関係者が違反行為を行つた場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第105条〔両罰規定〕

加盟・登録団体に所属する選手等が違反行為を行つた場合には、違反行為を行つた本人に対して懲罰を科すほか、本人が所属する加盟・登録団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該加盟・登録団体に過失がなかつたときは、この限りではない。

第106条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第107条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行つた場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第108条〔酌量減輕〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第109条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせた加盟・登録団体または選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第3節 懲罰の決定

第110条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

① 本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、規律委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。

② 本規程等に対する違反行為のうち、前項を除く違反行為に対する懲罰については、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体（加盟チームを除く）における違反行為については、当該団体の決定によるものとする。

第111条〔裁定委員会等の答申の尊重〕

理事会は、裁定委員会または規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第112条〔理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求〕

① 理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟・登録団体および選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては、CASまたはJSAへの不服申立の提起を除き、裁判所その他の機関等に不服申立を行うことはできない。ただし、懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。

② 再審査の手続きは、裁定委員会または規律委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、再審査申立に対して出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求ることはできない。

第4節 規律委員会における調査および審議の手続き

第113条〔調査・審議の手続き〕

本協会、各種連盟および公式競技会の規律委員会（以下、本節においては単に「規律委員会」という）における違反行為に対する調査および審議の手続きは、本節に定めるところによる。

第114条〔違反行為の事実関係の調査〕

① 本協会、各種連盟および公式競技会の主催者は、その所管する加盟・登録団体または選手等による競技および

競技会に関連する違反行為が明らかになり、報告書等により懲罰の審査が必要と思われる事実の報告があった場合、規律委員会に委任して、事実関係の調査を行うものとする。

- ② 前項の調査の対象となった加盟・登録団体または選手等は、当該調査に協力しなければならない。

第115条〔審理の非公開〕

規律委員会における懲罰に関する審理および記録は非公開とする。ただし、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

第116条〔聴聞〕

規律委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聴取するものとする。ただし、当事者の同意がある場合または対象者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合は、この限りではない。

第117条〔言語〕

- ① 規律委員会の手続きにおける言語には、日本語を使用するものとする。
② 当事者または関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第118条〔代理人〕

弁護士および規律委員会が承認した者以外の者は、当事者の代理人となることができない。

第119条〔証拠の評価〕

- ① 懲罰の審理においては、主審、第一副審、第二副審、マッチコミッショナー、テクニカルコミッティーおよび審判評価員の報告、当事者および目撃者の供述および文書、音声および画像の記録ならびに専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
② 審判、マッチコミッショナー、テクニカルコミッティーおよび審判評価員の報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

第120条〔議決〕

規律委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第121条〔答申の作成〕

規律委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した答申を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）および住所
- (2) 代理人がある場合は、その氏名および住所
- (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む）
- (4) 判断の理由

(5) 作成年月日

第9章 改正

第122条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

第10章 附則

第123条〔施行〕

本規定は、平成28年6月15日から施行する。

平成30年6月18日 一部改定

別表1 専門委員会の所管事項

1 競技会委員会

- (1) チーム登録及び競技者登録に関すること。
- (2) 本協会が主催又は主管する競技会の企画、調整及び運営に関すること。
- (3) その他の競技会の開催に関すること。
- (4) ブロック大会及び県内各種競技会の日程調整に関すること。

2 規律委員会

- (1) 競技及び競技会に関連する違反行為に関すること。(事実関係調査、JBAへの報告案作成など)
- (2) プレイクリーンの推進に関すること。

3 審判委員会

- (1) 競技規則に関すること。
- (2) 審判員の養成及び技術向上に関すること。
- (3) 審判員の資格審査に関すること。
- (4) 審判員・審判委員の派遣に関すること。
- (5) TOに関すること。
- (6) コミッショナーに関すること。
- (7) その他の審判に関すること。

4 指導者養成委員会

- (1) 指導者の養成及び資質向上に関すること。
- (2) 講習会の開催、各カリキュラムの作成に関すること。
- (3) 公認指導者の養成（JBA）及び資格認定に関すること。
- (4) その他の指導者に対するバスケットボール競技の教育普及に関すること。

5 国体強化委員会

- (1) 国体に関すること。
- (2) 県代表チームの編成、強化に関すること。(監督等の推挙、選手の選考など)
- (3) 強化方針に関すること。
- (4) その他、選手強化に関すること。

6 ユース育成委員会

- (1) 各年代の選手の発掘・育成に関すること。
 - (2) JBA育成事業の県内における実施運営に関すること。
- (各年代の属する連盟・協力団体との連携・調整等、事業の企画・立案、実施運営など)

7 スポーツ医科学委員会

- (1) バスケットボール競技に関するスポーツ医科学サポート及び調査・研究に関すること。
- (2) 選手のメディカルチェック、健康管理、及び怪我の経過観察などに関すること。
- (3) アンチ・ドーピングに関すること。
- (4) 競技会、強化事業（合宿、派遣等）におけるスポーツ医科学サポートに関すること。
- (5) その他、スポーツ医科学に関すること。

7 障がい者バスケットボール委員会

- (1) 障がい者バスケットボール競技（車いすバスケットボール、知的障がい者（FID）、聾）に関すること。
- (2) 関係競技団体との協力・調整に関すること。
- (3) その他の障がい者バスケットボールに関すること。

8 3×3 委員会

- (1) 3×3バスケットボール競技チーム登録及び競技者登録に関すること。
- (2) 本協会が主催又は主管する 3×3 競技会の企画、調整及び運営に関すること。
- (3) その他の 3×3 競技会の開催に関すること。
- (4) 3×3 ブロック大会及び県内各種競技会の日程調整に関すること。

別紙図面

